

その医薬品、『定期購入』になってませんか？

やさ・手軽さに惹かれて医薬品をインターネットで購入していませんか？
定期購入や解約などの通信販売のトラブルが増えています。

1回限りだと思って
たのに定期購入に
なっていた！



使用したら体調が
悪化した。
未使用分の返品に
応じてもらえない。



「特別価格50%オフ！定期縛りなし」という広告を見てネット通販で医薬品を購入した。1回限りだと思っていたのに、高額な請求書とともに2回目も送られてきた。

手足のしびれが取れるという医薬品をネット通販で購入したら、複数個セットだった。服用していると発疹等の症状が出たため、未開封分の返品希望の連絡をしたが、「医薬品なので返品できない」と言われた。

〈 Point -トラブルに遭わないために- 〉

- ✓ 購入前に、かかりつけ医や薬剤師に相談しましょう。
- ✓ 医薬品を販売する際の必要な表示があるか確認しましょう。
- ✓ 利用規約、返品特約、解約条件などによく目を通しましょう。
- ✓ 定期購入になっていないかなど、購入内容をよく確認し、最終確認画面のスクリーンショットを撮っておきましょう。
- ✓ 体調に異変を感じたらすぐに使用をやめましょう。

不安なときや心配なとき、トラブルになりそうなときは
すぐ消費生活センターへ相談！

閉庁時は
消費者ホットライン

188 (いやや) へ
ご連絡を！

橋本市消費生活センター

TEL: 0736-33-1227/FAX: 33-1200

〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号

橋本市役所 1階 窓口⑤

消費生活相談員対応時間：月～金 9時～17時 (土日・祝日・年末年始除く)

